

○鎌倉市行政評価アドバイザー設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市の行政評価の推進に当たり、専門知識や技術、経験等を有する者から助言・提言を受けることを目的に設置する鎌倉市行政評価アドバイザー（以下「行政評価アドバイザー」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 行政評価アドバイザーの所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行政評価の手法等に関する技術的助言について
- (2) 行政評価を活用した効果的かつ効率的な行政運営を推進していくための助言について
- (3) 行政評価の外部評価に関する事項について
- (4) その他市長が指示した事項について

(委嘱)

第3条 行政評価アドバイザーは、3名以内とし、学識経験又は行政評価に関する専門的知識等を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 行政評価アドバイザーの任期は、委嘱日から委嘱日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(報償)

第5条 行政評価アドバイザーには、第2条に規定する所掌事務に係る業務に対し、1回当たり12,000円を支給する。

(庶務)

第6条 行政評価アドバイザーに関する庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価アドバイザーについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。